

〔2〕上野の東京美術学校の西洋畫科では、今回其組織を改めて教室制度となし愈此の新學期から實行する事になつた、従来の洋畫科は各年級に従つて受持教師を定め一年長原孝太郎、二年和田英作、

三年藤島武二、四年及卒業期を黒田清輝氏等の各教授連が受持つて居たのであるが、今度は三年以上を限り教室制度になし、各生徒は己れの好む教室に入り己れの選んだ師に就て學ぶ事が出来るのである、教室の數は三つに分れ従來圖案科に居た岡田三郎助氏が入つて岡田、和田、藤島の三教室が出来、黒田教授は研究科を受持ち傍ら總てを統一する事になる、右に就いて正木〔直彦〕校長は『從來は非常にまち／＼であつて多少の非難もあつたが、今後教室制度になれば教授上にも統一され生徒には大變便利である、教室は分れても競技は一處にするのであるから、教授達は却て苦しい理である、誰の教室が多いか分らぬが或は親切であるから多い處もあらうし、作品の優秀な點から生徒の殖える處もあらう、中々面白い現象を見られる事と思ふ、外の組織の案もあつたが、自由に己れの好む師に就く事が出来ると思ふのが一番いゝ様に思ふ、』と語つた。

教室分けによる各教室の生徒数については不明であるが、これより數年後、十數年後の生徒たちの発言によれば特に藤島教室に生徒が多く集まり、大きく身動きすることもできない状態のときもあつたようである（『東京美術学校の歴史』桑原実監修、磯崎康彦・吉田千鶴子著、昭和五十二年、日本文教出版）。

西洋画科に倣い、彫刻科も三年後に人事刷新が行われたのを機に

教室制を採用する。しかし、日本画科は次に述べるように教室制を学年制に改めるといふ反対の改革を行なつた。

② 日本画科の学年制

西洋画家の改革と時を同じくして日本画科も大正七年九月に教授法を改革したが、それは従來の教室制を改めて学年制にするといふ、西洋画科とは反対の改革であつた。この改革により各学年の担任は次のように定められた。

予備科 交代

第一年 篠田柏邦助手

第二年 小泉青堂助教授

第三年 松岡映丘助教授

第四年 結城素明教授

卒業期 松岡映丘

研究科 結城素明

寺崎広業、小堀鞆音、川合玉堂の三教授は平等に各学年を指導する。

なお、同科はこの年の十一月に主任教授の寺崎広業が辞職して翌十二月川合玉堂が主任となり、また、松岡映丘が教授に昇格するなどの人事異動があつた。

③ 彫刻科の卒業制作補助費

大正七年九月二十八日の彫刻科教官會議では次のことが検討された。

卒業製作ニ関スル件

一、木彫及牙彫部ハ従来通り補助費ヲ給シ其製作品ハ学校ノ所蔵トス

二、塑造部ハ従来ノ補助法ヲ止メ日、西両科同様自費ヲ以テ製作

セシメ優秀ノモノノミ石膏ニ取ラシメ買上グルモノトス

右ニツキ卒業製作展覧会ヘノ出品ハ粘土ノマ、ニテ差支ナキコ

トナルモ成ルベク自費ヲ以テ石膏ニスルコトヲ奨励スルコト

三、附記

粘土ノマ、ニテハ重量ノ関係上二階へ運搬困難ナルヲ以テ其製作室ヲ展覧会ノ陳列場トスルコト、従ツテ其製作室ハ尚ホ考究

ヲ要ス 右

(「自明治四十四年一月 年 月 教官會議関係書類掛」による。)

ただし、これより直ちに従来の塑造部生徒に対する一人当たり二十五円の補助費支給が停止されたか否かは判然としない。

④ 日本画旧派の攻撃

本学所蔵「従大正元年意見書類庶務掛」に「美術問題ニ付先決ヲ要スル件ニ関スル答弁」と題する文書が綴じ込まれている。この文書は大正七々八年に作成されたもので、日本画旧派の本校日本画科攻撃と本校の対応のさまを如実に示す資料である。内容を紹介するに先き立って、この文書が作成された背景についてまず述べておきたい。

本校の日本画科は本校創立以来日本画の革新をモットーとして歩んできた。明治三十一年岡倉覚三校長と日本画科中枢部全員の辞職によってその教育方針は一たび大きく揺らいだが、正木直彦校長による教育体制立て直しが図られた後は種々問題を抱えつつもやはり新しい作風の開拓をモットーとしてきた。明治四十年に開設された文展においても、基本的には新しい作風の展開を奨励する方針がとられた。これに対して日本美術協会系の旧派画家たちは憤懣をつのらせ、政府の日本画奨励方針は純正の日本画法を撲滅するものであるとしてしばしば政治的策謀を用いて文部省に圧力を加えた。その一例が次の明治四十四年三月十六日の貴族院における文部省攻撃である。

第七帝國議會

● 貴族院 (三月十六日)

午前十時開會 諸般の報告後徳川議長は近時本院に不幸相續くは實に痛歎の至なるが今又議員宮島誠一郎君逝去の報に接せりとて弔詞を贈るの件を語り然る後議長は馬屋原〔彰〕二〔彰〕氏を鷹〔さしまね〕けり 氏は 繪畫奨勵に關する政府の方針

に就て質問する所あり 其の要は本邦繪畫の特色は誠實に基き實力精神の修養充足せる點に在り 然るに近來の有様多くは寫生的俗模に流れ誠實の精神無く浮華輕佻亂脈に陥り以て繪畫の本色を失ふに至れるは識者の慨歎に堪へざる所なれども文部省が主管せる美術展覧會に於ける審査委員會は實に美術奨勵の機關なるに拘らず其の審査往々優劣を定むるの標準を知る能はざるものあり